

令和5年度 警報等発表時における対応措置

1. (1) 新宮市に大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報のいずれかが午前7時の時点で発表されている場合、全校生徒は家庭学習（自宅待機）とする。
- (2) 新宮市以外の地域で大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報のいずれかが午前7時の時点で発表されている場合、その発表されている地域に居住する生徒は家庭学習（自宅待機）とする。

※上記（1）・（2）に関連して

- ・午前 8時までに解除されたとき……第3限から授業
- ・午前10時までに解除されたとき……第5限から授業
- ・午前10時以降に解除されたとき……家庭学習

ただし、解除後も地域の状況が危険な場合や交通機関の不通等で登校が困難なときは、学校に連絡の上、家庭学習（自宅待機）とする。

（交通機関の事故、災害やその他不可抗力などによるものは欠席としない）

各市町村別の警報を確認

「新宮・東牟婁地方」、「和歌山県南部」等の広域な情報ではなく、テレビの「dデータ連動」放送や気象庁等からの詳細な情報を入手すること。

2. 登校後、大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報が発表された場合は別途指示する。
3. 考査
 - (1) 午前7時の時点で、新宮市・那智勝浦町・太地町のいずれかに大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報発表の場合、以降解除されても臨時休校とする。
 - (2) 午前7時の時点で、上記以外の地域で大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報発表の場合、その発表されている地域に居住する生徒は、以降解除されても家庭学習とする。
ただし、新宮市・那智勝浦町・太地町の生徒は、登校し考査を実施する。
 - (3) 臨時休校または家庭学習で実施できなかった考査は、考査最終日の翌日に実施する。
 - (4) 警報等の影響で受験できなかった生徒の考査については別途対応する。
4. 以上の措置はすべて安全確保を前提として行い、決して危険な行動は取らないこと。
地域の特性により、気象状況、交通機関の不通等で登校が困難なときは、学校に連絡の上、家庭学習（自宅待機）とする。
5. 津波・大津波警報・緊急地震速報等の場合
市町村役場による避難勧告・指示等に従い、安全確保に努めること。
6. 授業時間の確保について
警報等の発表により家庭学習等の措置をとった場合には、補充授業を行うなどの授業時間確保の措置を講ずるものとする。